

税に関する 手続きについて



年末調整関係資料の提出

26年分の年末調整関係書類（総括表、給与支払報告書等）の提出期限は2月2日(月)です。

27年1月1日現在函館市に住所がある方に対し、26年中に給与の支払いをした事業所は、金額の多少にかかわらず、給与支払報告書を函館市に提出してください。

※ 住所・氏名・生年月日の誤記や記入漏れがないようご注意ください。

1月16日(金)までは市役所2階市民税担当窓口（☎21・3211）で、1月19日(月)から2月2日(月)までは市役所1階市民ホールまたは東部4支所で受付します。早めの提出にご協力ください。

所得税等の確定申告会場が 税務署に開設されます

申告書の作成には時間を要しますので、午後4時頃までにお越しください。会場が混雑している場合には、入場を

お断りすることがあります。

※ 確定申告書の作成にあたっては、復興特別所得税の記載漏れがないようご注意ください。

会場内にはコピー機がありませんので関係書類のコピーが必要な場合は、あらかじめ用意ください。

期間 2月2日(月)～3月16日(月)の午前9時～午後5時

※ 土曜・日曜・祝日は閉庁日のため受付なし。

会場 函館税務署
(中島町37番1号)

お問合せ 函館税務署
☎31・3171

固定資産(償却資産)の申告

27年1月1日現在、函館市内に償却資産(会社や個人が事務所や工場・店舗などで事業に使用する、土地・家屋以外の資産)を所有している方は、その内容を2月2日(月)までに申告してください。

お問合せ 税務室資産税担当

☎21・3231

給与支払報告書等の 電子申告ができます

市では地方税ポータルシステム(エルタックス)を導入しており、自宅や事業所のパソコンからインターネットを利用して申告ができます。

給与支払報告書の提出のほか、法人市民税・固定資産税(償却資産)の申告が可能です。詳しいことは(社)地方税電子化協議会(☎0570・081・459)へお問合せください。

HP <http://www.eltax.jp/>

公的個人認証サービス 電子証明書の申請受付

国税の電子申告(e-Tax)などの電子申請・届出を行う場合、電子証明書が入った住民基本台帳カードが必要です。2月下旬～3月上旬は窓口が大変混雑しますので、申請を希望する方は早めに手続きください。

受付窓口 戸籍住民課(市役所1階)、亀田支所

手数料 住民基本台帳カード

・電子証明書 各500円

申請方法など詳しいことは

戸籍住民課(☎21・3168)

へお問合せください。また、Taxについては国税庁のHP(<http://www.e-tax.nta.go.jp/>)をご覧ください。

確定申告などに必要な 証明書等について

国民年金・国保・後期高齢者医療保険の保険料は、全額社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。確定申告等の際は忘れずに申告してください。

▽国民年金保険料

控除証明書は日本年金機構から送付済です。紛失された方は専用ダイヤル(☎0570・058・555)にお問合せください。

※ 昨年10月1日～12月31日

にはじめて保険料を納付した方には、2月上旬に控除証明書が送付されます。

▽国民健康保険料

▽後期高齢者医療保険料

26年中に保険料を納付された方へ、1月下旬に納付確認書を送付します。

お問合せ 国保年金課

国保

☎21・3154

後期高齢者

☎21・3185

借金問題のご相談は 暮らし安心課へ

年末年始の、家族が顔を合わせるこの機会にお互いの暮らし向きを確かめ合ってみませんか？
お金の悩みを抱え、打ち明けられずに悩んでいるご家族がいるかもしれません。
もし、借金でお悩みなら、家族だけで悩まず、ぜひご相談ください。

相談専用ダイヤル

☎21-3160

相談無料 秘密厳守

電話受付 平日 午前8時45分～午後5時半 面談場所 市役所1階 専用相談室

